

第3回江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会会議録

日時 令和7年12月25日 午後2時～午後4時

場所 江東区役所7階 第71,72会議室

出席者 江東区：副区長、健康部長、健康部次長、文化観光課長、生活衛生課長、

環境保全課長、清掃事務所長、都市計画課長、建築課長、

建築調整課長

消防：深川消防署予防課長、城東消防署予防課長

学識経験者：都市計画関係、法律関係

関係団体：一般社団法人江東区観光協会事務局長

事務局：生活衛生課

1 議題

(1) 旅館業に関する規制の見直し（案）に対する区民意見募集の結果について

（事務局・資料1について生活衛生課長から説明）

- ・意見募集の実施概要
- ・意見募集の結果
- ・主な意見と区の考え方

（勤務体制の整備、常駐義務違反への過料、等について意見と区の考え方を説明）

（出席者からの意見と回答）

【区】(7) 上記以外の提案・質問中、住居専用地域における規制強化の関する意見への回答として、「都市計画法に基づく住居専用地域においては旅館業の営業はできない」との記述があるが、厳密に言えば「都市計画法の用途地域によって、一定建築の規制が設けられている」という表現が適切である。

⇒公表の際に反映させる。

(2) 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

（事務局・資料2について生活衛生課長から説明）

- ・目的や基本理念の明文化
- ・営業従事者等の勤務体制の整備
- ・周辺との調整に関する規定の整備
- ・施設管理体制の整備
- ・他法令の遵守に関する規定の整備

- ・施設常駐義務違反に対する規定の整備
- ・今後の予定

(出席者からの意見と回答)

【学識経験者】条例第1条において定めていた趣旨が目的という表現に変わったのは良いことだと思う。常駐義務については、旅館業法ではなく条例に定めた措置命令や過料によって履行を確保するという規定になっているが、規定を追加した趣旨を改めて確認したい。

⇒常駐勤務については営業者の遵守事項、常駐場所については構造設備の基準により規定する。よって常駐勤務を行わない場合は条例に規定する過料を課すこととし、常駐場所を撤去した場合は旅館業法に規定する罰則を課すこととなる。

⇒【学識経験者】整理としては条例により旅館業法の一部を充実させたという形であり、新規で追加したわけではないということか。

⇒その通り。

⇒【学識経験者】先進的な対応方法という印象を持つが、違法ではないという認識である。

【学識経験者】隣接土地所有者等への説明について、説明対象者の範囲はどのように定めるのか。

⇒申請書に公図を添付するよう規則で定める予定である。現行の条例では周辺住民に説明を行うよう定めているが、公図により判明した私道所有者についても同様に説明を行い、所有者が現状と異なっている場合については、その旨を報告書に記載するよう求める予定である。

⇒【学識経験者】年齢等の確認により、登記上の所有者と実際の所有者が明らかに異なることが判明する場合もあり得る。その場合の対応方法も検討しておくとよい。
⇒運用で定める予定である。

【区】公図上にて私道の範囲を申請者が特定できない場合も想定されるため、運用面についてでは細部まで定めていく必要があると思う。

⇒説明会の開催等については周辺の理解を得るために定めた規定であるため、私道所有者への説明に関しても現行と同様の運用方法で対応する予定である。

⇒【区】私道を通行する際の騒音を少なくするために定めた規定と思われるため、その均衡を保ちながら考え方や運用方法を定めてほしい。

【学識経験者】条例第9条の2(3)の記述について、営業者の常駐についても遡及するように読めるが、問題はないか。

⇒提示した条例の案文は法務・文書担当の審査を経たものであるが、現行の表現で営業者の常駐に関して遡及適用するよう解釈される危惧がないか、再度確認したうえで調整する。

【学識経験者】規制を強化するにあたって、旅館業法や条例に基づいた不利益処分を行えるよう、処分基準を作つておくべきである。

⇒不利益処分要綱についても検討していく。

⇒【学識経験者】不利益処分を行つた自治体では、根拠の把握に苦慮しているという話を聞く。常駐場所を設置してもすぐに撤去するということはよくある事例であり、規制強化する以上は立入検査等の実施体制も確保しなければならないと思う。⇒旅館業法第7条に行政による臨検及び報告に関する定めが規定されており、今後は定期的に区内全施設に立ち入りができるよう監視体制を整え、常駐場所の撤去等には毅然と対応できる執行体制を整えていきたいと考えている。

【学識経験者】施行規則は今後どうするのか。

⇒条例の中には規則に委任している条項もあるため、並行して検討を行つてある。

⇒【学識経験者】規則は事務局で検討を行うということで理解した。

【学識経験者】条例第16条の措置命令に従わずに不利益処分を行つた施設であつても許可を維持し続ける、となると区民は納得しないと予想されるが、そのような運用であるのか。

⇒公衆衛生上の不適切や構造設備基準を満たしていないときは旅館業法の規定に則つて許可取り消しができるが、常駐義務違反については条例で対応することで法律の罰則を補完する、という形を想定している。

⇒【学識経験者】常駐場所はあるが誰も常駐していない場合であつても旅館業法上は問題ないということか。

⇒旅館業法の規定による営業許可の取消や不許可処分はできないと考えている。

⇒【学識経験者】そのような整理であると受け止める。

(3) 全体を通した意見・質問について

【学識経験者】優良施設を紹介する等、条例とは別のところで地域の活性化を試みるべきであると思う。東京都ではリノベーションの奨励という制度があると聞くため、そのように全体として良い方向にいくよう心がけてほしい。

【学識経験者】旅館業法は施設内について定めている法律であるため、条例第2条の2で定めた基本理念は、江東区の考えを明記したという意味で今後参考にされる

ものであると思う。第9条に定めた「営業者は基本理念にのっとり」という文言については現場での指導方法が重要であり、先駆的な内容であると思う。

【区・司会】これまで3回にわたる委員会での議論を通じて、本区の旅館業法施行条例の一部を改正する条例の案を固めることができた。本委員会での結果を踏まえ、来年2月の区議会に提出、議決されたのち、7月1日の施行をめざし、作業を進めていく。

2 その他

事務局からの会議録作成・確認の案内

委員長からの謝辞と閉会挨拶